



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会社名 曾田香料株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤田 定秀
(コード：4965 JASDAQ)
問合せ先 取締役総務部門長 亀井 暢之
電話番号 03-5645-7340

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 44 回定時株主総会で承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより取締役会の監査・監督機能を強化し、当社のコーポレートガバナンスの一層の充実を目的とするものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 44 回定時株主総会において、定款変更議案が承認可決されることを条件として、同日付で監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

②会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大したことに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約に関する規定を変更するものであります。

③上記の各変更に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 22 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 22 日 (予定)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の<u>取締役</u>は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名のほか必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる</p>	<p>結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名のほか必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>る。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によ</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第22条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によ</p>

現行定款	変更案
<p>って免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>って免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	
<p><u>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	
<p><u>第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>とができる。</p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の選任および任期)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第30条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p><u>2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第31条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p><u>第6章 計算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第36条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名</u></p>	<p><u>第7章 計算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第33条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名</u></p>

現行定款	変更案
<p>簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>3. 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。</p> <p>（剰余金の配当の除斥期間）</p> <p><u>第37条</u> 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。</p> <p>（新設）</p>	<p>簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>3. 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。</p> <p>（剰余金の配当の排斥期間）</p> <p><u>第34条</u> 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、会社法426条第1項の規定により、第44回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上